

## 第 23 号議案

件 名	技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令について
提案理由	主任専門員の職務の級を定めるため、技能職員の給与等に関する規程の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。
概 要	<ol style="list-style-type: none"><li>1 現行訓令の内容 技能職員の給与等に関し必要な事項を定めるもの</li><li>2 改正の内容 級別基準職務表を改め、主任専門員の職務を新たに 3 級の職務として定める。</li><li>3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日</li></ol>

(教職員課)

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「

3 級	主任の職務	技能主任又は業務主任の
-----	-------	-------------

」を「

3 級	主任又は主任専門員の職務	技能主任、業務主任又は主 専門員の職務
-----	--------------	------------------------

」に改め、同表の備考3中「専門員」を「主任専門員及び専門員」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

改正案

技能職員の給与等に関する規程

第一条～第十条 (略)

別表第一 (略)

別表第二 (第3条関係)

職務の級	級 別 基 準		な 職 務 表
	基 準	と 基 準	
1 級	主事、技師又は専門員の職務	技能主事、業務主事又は専門員の職務	
2 級	困難な業務に従事する主事、技師又は専門員の職務	困難な業務に従事する技能主事、業務主事又は専門員の職務	
3 級	主任又は主任専門員の職務	技能主任、業務主任又は主任専門員の職務	
4 級	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する技能主任又は業務主任の職務	
5 級	上席主任の職務	上席技能主任又は上席業務主任の職務	

- 備考 1 上席主任、主任、主事及び技師は、技能職員に関する規則（昭和48年埼玉県教育委員会規則第14号）本則の表に定めるところによる。
- 2 上席技能主任、上席業務主任、技能主任、業務主任、技能主事及び業務主事は、埼玉県立高等学校管理規則（昭和32年埼玉県教育委員会規則第7号）第8条第3項の表又は埼玉県立中学校管理規則（平成15年埼玉県教育委員会規則第25号）第14条の表に定めるところによる。
- 3 主任専門員及び専門員は、技能職員に関する規則本則の表又は埼玉県立高等学校管理規則第8条第4項の表に定めるところによる。

別表第三～別表第五 (略)

現行

技能職員の給与等に関する規程

第一条～第十条 (略)

別表第一 (略)

別表第二 (第3条関係)

職務の級	級 別 基 準		な 職 務 表
	基 準	と 基 準	
1 級	主事、技師又は専門員の職務	技能主事、業務主事又は専門員の職務	
2 級	困難な業務に従事する主事、技師又は専門員の職務	困難な業務に従事する技能主事、業務主事又は専門員の職務	
3 級	主任の職務	技能主任又は業務主任の職務	
4 級	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する技能主任又は業務主任の職務	
5 級	上席主任の職務	上席技能主任又は上席業務主任の職務	

- 備考 1 上席主任、主任、主事及び技師は、技能職員に関する規則（昭和48年埼玉県教育委員会規則第14号）本則の表に定めるところによる。
- 2 上席技能主任、上席業務主任、技能主任、業務主任、技能主事及び業務主事は、埼玉県立高等学校管理規則（昭和32年埼玉県教育委員会規則第7号）第8条第3項の表又は埼玉県立中学校管理規則（平成15年埼玉県教育委員会規則第25号）第14条の表に定めるところによる。
- 3 専門員は、技能職員に関する規則本則の表又は埼玉県立高等学校管理規則第8条第4項の表に定めるところによる。

別表第三～別表第五 (略)